

平成 21 年 5 月 26 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 34 号（企業会計基準第 12 号の改正案）
「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会では、平成 21 年 4 月に継続企業の前提に関する注記について財務諸表等規則等が改正されたことを踏まえ、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成 21 年 3 月 27 日）について所要の改正を行うための審議を重ねてまいりました。

今般、平成 21 年 5 月 21 日の第 177 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 21 年 6 月 8 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定であること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとしては取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール : shihanki-gc_2009_asbjed@asb.or.jp
ファクシミリ : 03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、これまでの取扱いと異なる定めをした主な箇所について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 継続企業の前提に関する注記（本公開草案第 19 項(14)及び第 25 項(12)）

四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、四半期財務諸表にその旨及びその内容等を注記しなければならない。

ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

■ 適用時期（本公開草案第 28-7 項）

改正された本会計基準第 19 項(14)及び第 25 項(12)は、平成 21 年 6 月 30 日以後終了する四半期会計期間から適用する。

以 上